

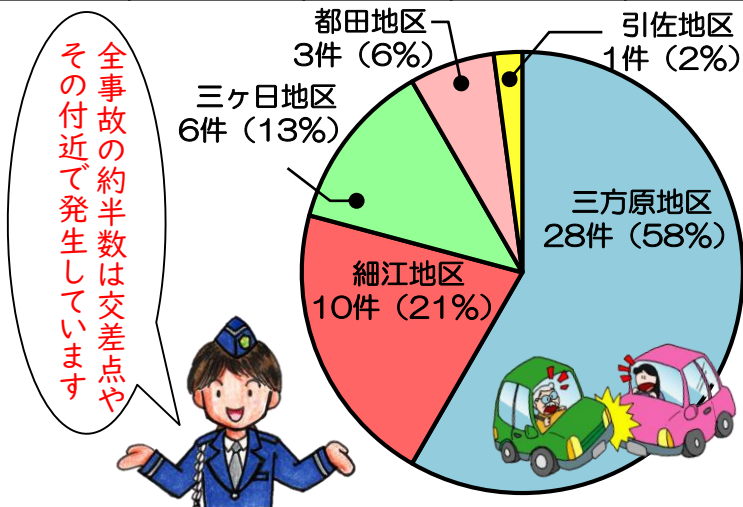
節分も過ぎ、ようやく春の気配を感じられるようになりました。今年の節分は124年ぶりに2月2日に！年の数だけ豆を食べるといいますが、年々、食べきれない程の量になっていきます…

「全集中で交通事故を断ち切れ!!」

令和3年1月末 細江警察署管内の交通事故件数 (概数)

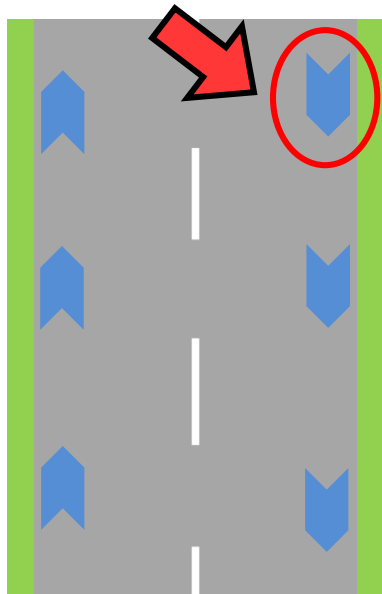
発生状況				
区分	人身事故	死者	傷者	物損事故
北区全体	48(+4)	0(-1)	56(±0)	137 (-12)
高齢者事故	17(+5)	0(-1)	11(+2)	

事故類型別(件数)			
区	分	北区全体	
		北区全体	高齢者事故
人対車両	対(背)面通行中	0	0
		0	0
	横断中	1	0
車両相互	その他	2	2
	正面衝突	1	0
	追突	16	7
	出会い頭	17	4
	追越等	1	0
	右左折時	2	1
車両単独	その他	6	2
	計	48	17



「矢羽根型路面表示」をご存じですか？

矢羽根型路面表示とは、自転車の安全で快適な走行空間を創出するために車道上に設置する青色の路面表示です。この表示には、次の役割があります。



自転車の走行位置を明示



ドライバーへの注意喚起

車道における自転車通行位置を示し、自動車に自転車が車道内で混在することを注意喚起する役割があります。

【補足】

- 自転車: 必ず矢羽根の上を走行しなければならないわけではありません
- 自動車: 矢羽根上の走行が禁止されているわけではありません

～自転車走行ルール～

- 自転車は車両 (道路交通法第2条では、自転車は自動車と同じ「車両」であると規定されています。車道通行が原則です。)
- 自転車は左側走行 (道路交通法第18条では、軽車両は道路の左側端に寄って通行と規定されています。)

